

交	00	01	5 年
(令和13年3月末まで保存)			

運 免 第 5 1 6 号
令 和 7 年 1 0 月 2 日

交 通 部 内 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

運 転 免 許 課 長

取得時講習実施要領の制定について

青森県公安委員会が委託して行う、運転免許を受けようとする者に対する道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の2第1項第4号から第8号に規定する講習の実施要領等については、「取得時講習実施要領の制定について」(令和3年10月26日付け運免第661号。以下「旧通達」という。)により実施しているところですが、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第56号)及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則(令和7年国家公安委員会規則第13号)により、普通第二種免許等に係る新たな教習方法等が施行されたことに伴い、別添のとおり、所要の改正を行い、令和7年9月1日から運用しておりますので、執務の参考としてください。

なお、旧通達は本通達の運用をもって廃止します。

担当 試 験 ・ 教 習 所 係

(7 2 1 - 3 2 1 ~ 3 3 4)

取得時講習実施要領

第1 総則

1 目的

この取得時講習実施要領（以下「要領」という。）は、法第90条の2第1項第1号から第4号に規定する免許を受けようとする者が受講を義務付けられている講習（以下「講習」という。）の実施に関し、委託講習等の実施に関する規則（平成23年青森県公安委員会規則第9号。以下「委託規則」という。）により定める委託要件の詳細を定めることを目的とする。

2 講習を実施するために必要な事務

講習を実施するために必要な事務は、青森県警察本部交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）が行うものとする。

3 受託者の申請、報告等の経由先

講習の受託者が青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対して行う申請、報告等は、すべて運転免許課長を経由して行うものとする。

第2 基本的留意事項

1 講習の委託

公安委員会が講習を委託できる法人は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条の3及び委託規則に定める要件を満たすものとする。

2 講習指導員の要件

講習に従事する講習指導員は、委託規則に定める講習指導員の要件を満たす者とする。

3 講習施設及び講習用教材

講習を実施するものは、実施する講習の区分に応じ、この要領に定める講習内容を確実に実施することができる講習施設及び講習用教材を整備しなければならない。

4 講習指導員の選任の報告及び解任等

(1) 講習指導員の選任

受託者が講習指導員を選任したときは、都度、公安委員会に報告するものとする。

(2) 講習指導員の解任等

ア 解任等の届出

受託者は、講習指導員が免許の行政処分を受け、又は講習指導員として適当でないと認められる事由が生じたことにより講習指導員を解任し、若しくは必要と認められる期間講習に従事することを禁止したときは、公安委員会に届け出なければならない。

イ 解任等の勧告

公安委員会は、講習指導員が免許の行政処分を受け、又は講習指導員として適当でないと認められる事由を認知したときは、受託者に対し、当該講習指導員について解任等の措置をとることを勧告するものとする。

(3) 講習指導員の解任等の手続

講習指導員に係る解任等の手続は、委託規則第6条に定めるところによるものとする。

第3 講習の実施要領

1 講習の種別

講習の種別は、法第108条の2第1項第4号から第8号に規定する講習とする。

2 講習の受講を免除される者

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の5の3に定めるところによる。

3 講習科目、講習時間及び指導要領

講習の種別ごとの講習の科目、講習時間及び指導要領は、次表のとおりとする。

講習種別	講習の科目、講習時間	指導要領
大型車講習及び中型車講習	別表1「大型車講習及び中型車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」	別添1「大型車講習及び中型車講習における指導及び実施要領」
準中型車講習（現に普通免許を受けている者）	別表2「準中型車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」 1 準中型自動車を使用した講習	別添2「準中型車講習における指導及び実施要領」
準中型車講習（現に普通免許を受けていない者）	別表2「準中型車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」 1 準中型自動車を使用した講習 2 普通自動車を使用した講習	別添3「普通車講習指導要領」
普通車講習	別表3「普通車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」	別添3「普通車講習指導要領」
大型二輪車講習及び普通二輪車講習	別表4「大型二輪車講習及び普通二輪車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」	別添4「大型二輪車講習及び普通二輪車講習指導要領」
大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅	別表5「大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車	別添5「大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車

客車講習	講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」	講習における指導及び実施要領」
応急救護処置講習（一）	別表 6 「第一種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」	
応急救護処置講習（二）	別表 7 「第二種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」	
原付講習	別表 8 「原付講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」	別添 6 「原付講習指導要領」

4 講習の計画

(1) 講習の計画（原付講習を除く）

ア 受託者は、公安委員会に報告し、承認を受けた「教習計画書」に基づき、講習を行うことができる。

イ 教習計画書に基づく教習の場合以外に講習を行うときは、あらかじめ公安委員会に届出し、その承認を受けて行うものとする。

(2) 原付講習の計画

ア 受託者は、あらかじめ公安委員会から指定された講習実施回数に基づき講習計画を作成の上、原付講習実施計画書（様式第 1 号）により、実施月の 2 月前までに報告しなければならない。

イ 原付講習実施計画書に基づく原付講習を休止又は変更する場合は、原付講習（休止・変更）承認申請書（様式第 2 号）により公安委員会に届出し、その承認を受けなければならない。

5 講習の実施

(1) 講習の実施時期

講習は、原則として運転免許試験合格後に実施するものとする。ただし、原付講習については、運転免許試験の前後を問わず、講習を受けようとする者の利便性を考慮し、いずれの機会においても受講することができるものとするが、事前講習の実施に当たっては、講習の受講が運転免許試験の受験資格であるとの誤解を与えることのないよう十分留意すること。

(2) 講習受講の申込み

受託者は、講習受講の申込みを受けたときは、講習種別ごとに受講申込受理簿（様式第 3 号）を作成し、必要事項を記載するものとする。

なお、受講申込者に対しては、講習の日時、服装、講習手数料及び本人確認ができる書類の持参等、講習受講に必要な事項を教示するものとする。

(3) 講習受講申請の受理

受託者は、講習受講の申請があったときは、青森県道路交通規則（平成10年青森県公安委員会規則第7号）第33条から第37条に規定する各講習受講申請書（以下「申請書」という。）を提出させ、次に掲げる事項を確認の上、受理するものとする。

ア 申請者の本人確認

現に運転免許を受けている者は、を受けている免許に係る運転免許証（仮運転免許証を含む。）又は免許情報記録個人番号カード（法第95条の2第4項に規定するその者に係る特定免許情報が記録された個人番号カードをいう。以下「免許証等」という。）により、運転免許を受けていない者には住民票の写しのほか、次の本人確認ができる書類のいずれかを提示させ、申請者の本人確認を行うものとする。

(ア) 個人番号カード

(イ) 旅券等

(ウ) 在留カード

イ 申請書の確認

記載内容及び青森県収入証紙の貼付額の確認を行うものとする。

ウ 運転免許試験の合格の有無の確認

講習中の各種事故防止のために必要な運転技能があるかを把握するため、運転免許試験の合格の有無について確認すること。

6 講習実施上の留意事項

(1) 事故防止

安全運転技能に係る講習実施前に受講者の服装等を点検し、特に二輪車に係る講習にあっては、ヘルメット、ゼッケン、手袋等を確実に着用させ、事故防止に特段の留意をすること。

(2) 大型車講習及び中型車講習実施時の留意事項

ア 講習指導員の数

各講習項目における講習指導員の数は、別添1「大型車講習及び中型車講習における指導及び実施要領」に定める基準を満たすこと。

イ 講習の方法

各講習科目については、次表のとおり、別に定める「指定自動車教習所の教習の標準」（以下「教習の標準」という。）のうち、それぞれ次に掲げる教習と合同で行うことができる。

講習科目	教習の標準に定める教習
2 危険を予測した運転	大型免許及び中型免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名8

3 危険予測ディスカッション	第一種免許に係る学科教習の学科（二）（第２段階）項目名 1
4 夜間の運転	大型免許及び中型免許に係る技能教習の応用走行（第２段階）項目名 9。ただし、運転シミュレーターによる教習及び暗室における教習に限るものとする。
5 悪条件下での運転	大型免許及び中型免許に係る技能教習の応用走行（第２段階）項目名10。ただし、運転シミュレーターによる教習及びスキッド教習に限るものとする。

ウ 使用車両

大型車講習にあつては、大型自動車（貨物自動車に限る。）を、中型車講習にあつては、中型自動車（貨物自動車に限る。）を使用すること。

エ 教本

危険予測ディスカッションに必要な知識等を内容とする、講習内容に即した教本を使用すること。

(3) 準中型車講習実施時の留意事項

準中型免許を受けようとする者で、受講時において普通免許を受けているものに対しては、準中型自動車を使用した講習のみを実施し、受講時において普通免許を受けていないものに対しては準中型自動車を使用した講習及び普通自動車を使用した講習を実施すること。

ア 講習指導員の数

準中型自動車を使用した講習の講習指導員の数は、別添 2「準中型車講習における指導及び実施要領」に定める基準を満たすこと。

普通自動車を使用した講習の実技における講習指導員は、1 グループ 3 名以内の受講者に対し 1 名を基準とする。

イ 講習の方法

(ア) 現に普通免許を受けている者

各講習科目については、次表のとおり、教習の標準に定める教習と合同で行うことができる。

講習科目	教習の標準に定める教習
2 危険を予測した運転	準中型免許に係る技能教習の応用走行（第２段階）項目名21
3 危険予測ディスカッション	第一種免許に係る学科教習の学科（二）（第２段階）項目名 1
4 夜間の運転	準中型免許に係る技能教習の応用走行（第２段階）項目名22。ただし、運転シミュレーターによる教習及び暗室に

	おける教習に限るものとする。
5 悪条件下での運転	準中型免許に係る技能教習の応用走行（第２段階）項目名23。ただし、運転シミュレーターによる教習及びスキッド教習に限るものとする。

(イ) 現に普通免許を受けていない者

講習は、第３の６(３)イ(ア)の準中型自動車を使用した講習を実施するとともに、普通自動車を使用した講習を実施すること。

普通自動車を使用した講習においては、講習指導員１名に対し３名以内の受講者が同乗する複数講習を積極的に実施すること。

各講習科目については、次表のとおり、教習の標準に定める教習と合同で行うことができる。

また、講習科目「４ 高速道路での運転に必要な技能」については、運転シミュレーターの操作をもって実車走行に代えることができるものとする。

講習科目	教習の標準に定める教習
1 危険を予測した運転	準中型免許に係る技能教習の応用走行（第２段階）項目名11
2 危険予測ディスカッション	第一種免許に係る学科教習の学科（二）（第２段階）項目名１
3 高速道路での運転に必要な知識	第一種免許に係る学科教習の学科（二）（第２段階）項目名17
4 高速道路での運転に必要な技能	準中型免許に係る技能教習の応用走行（第２段階）項目名12

ウ 聴覚障害者に対する講習の方法

聴覚障害者で、運転できる自動車等の種類を準中型自動車及び普通自動車に限定し、かつ、府令第23条第１項の表聴力の項第２号に規定する特定後写鏡等（以下「特定後写鏡等」という。）を使用すべきこととする条件（以下「特定後写鏡等条件」という。）が付される者に対する別表２に掲げる「危険を予測した運転（実技）」については、単独講習を実施すること。

また、実車講習を踏まえて行われる「危険を予測した運転（討議）」についても、特定後写鏡等条件が付される者に対して、必要な知識を習得させる必要があることから、講習指導員１名による個別の対話形式により行うこと。ただし、特定後写鏡等条件が付されている複数の者に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数受講を実施しても差し支えない。

なお、特定後写鏡等条件が付される者が、補聴器を使用している場合には、「危険を予測した運転（実技）」において実施する一部の講習を除き、補聴器を使用させても差し支えない。

エ 使用車両

準中型自動車を使用した講習については、準中型自動車（貨物自動車に限る。）を使用し、普通自動車を使用した講習については、普通自動車の乗用車を使用すること。ただし、特定後写鏡等条件が付される者に対する講習には、それぞれ、特定後写鏡等を準中型自動車は車室外に、普通自動車は車室内において使用すること。

オ 教本

準中型自動車を使用した講習にあつては、危険予測ディスカッションに必要な知識等を内容とする、講習内容に即した教本を使用すること。

普通自動車を使用した講習にあつては、危険予測ディスカッション、高速道路での運転に必要な知識等を内容とする、講習内容に即した教本を使用すること。

(4) 普通車講習実施時の留意事項

ア 講習指導員の数

実技における講習指導員は、1 グループ3名以内の受講者に対し1名を基準とする。

イ 講習の方法

講習においては、講習指導員1名に対し3名以内の受講者が同乗する複数講習を積極的に実施すること。

各講習科目については、次表のとおり、教習の標準に定める教習と合同で行うことができる。

また、講習科目「4 高速道路での運転に必要な技能」については、運転シミュレーターの操作をもって実車走行に代えることができるものとする。

講習科目	教習の標準に定める教習
1 危険を予測した運転	普通免許・AT限定普通免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名13
2 危険予測ディスカッション	第一種免許に係る学科教習の学科（二）（第2段階）項目名1
3 高速道路での運転に必要な知識	第一種免許に係る学科教習の学科（二）（第2段階）項目名17
4 高速道路での運転に必要な技能	普通免許・AT限定普通免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名14

ウ 聴覚障害者に対する講習の方法

特定後写鏡等条件が付される者に対する別表 3 に掲げる「危険を予測した運転（実技）」については、単独講習を実施すること。

また、実車講習を踏まえて行われる「危険を予測した運転（討議）」についても、特定後写鏡等条件が付される者に対して、必要な知識を習得させる必要があることから、講習指導員 1 名による個別の対話形式により行うこと。ただし、特定後写鏡等条件が付される複数の者に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数講習を実施しても差し支えない。

なお、特定後写鏡等条件が付される者が、補聴器を使用している場合には、「危険を予測する運転（実技）」において実施する一部の講習を除き、補聴器を使用させても差し支えない。

エ 使用車両

普通自動車の乗用車を使用すること。ただし、特定後写鏡等条件が付される者に対する講習には、特定後写鏡等を車室内において使用すること。

オ 教本

危険予測ディスカッション、高速道路での運転に必要な知識等を内容とする、講習内容に即した教本を使用すること。

(5) 大型二輪車講習及び普通二輪車講習実施時の留意事項

ア 講習指導員の数

(ア) 実技における講習指導員は、受講者 3 名以内に対し 1 名を基準とする。

なお、講習指導員が 2 名以上となる場合は、中心となる主任の講習指導員を指定し、この者の指示により効果的な講習を行うこと。

(イ) 聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるよう、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

イ 講習の方法

各講習科目については、次表のとおり、教習の標準に定める教習と合同で行うことができる。

ただし、当該講習は、次表「4 ケース・スタディ（交差点）」と次表「5 交通の状況及び道路環境に応じた運転」を 1 時間で行うこととなるので、効果的な教習及び講習ができない場合は、教習とは別に講習を行うよう配慮すること。

講習科目	教習の標準に定める教習
1 危険を予測した運転	大型二輪免許・普通二輪免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名15
2 危険予測ディスカッション	第一種免許に係る学科教習の学科（二）（第2段階）項目名1
3 二人乗り運転に関する知識	第一種免許に係る学科教習の学科（二）（第2段階）項目名18
4 ケース・スタディ（交差点）	大型二輪免許・普通二輪免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名13
5 交通の状況及び道路環境に応じた運転	大型二輪免許・普通二輪免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名14。

ウ 使用車両

大型二輪車講習にあつては、AT限定大型二輪免許を受けようとする者に対しては、当分の間、総排気量0.600リットル以上、限定なし大型二輪免許を受けようとする者に対しては、排気量0.700リットル以上の大型自動二輪車を使用すること。

普通二輪車講習にあつては、小型限定普通二輪免許を受けようとする者に対しては、総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下、小型限定を除く普通二輪免許を受けようとする者に対しては、総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車を使用すること。

エ 教本

危険予測ディスカッション、二人乗り運転に関する知識等を内容とする、講習内容に即した教本を使用すること。

オ 視聴覚教材

二人乗り運転に関する知識の講習については、二人乗りに関する法規制の内容及び運転特性に係る知識等を内容とするものを使用すること。

(6) 大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習実施時の留意事項

ア 講習指導員の数

各講習項目における講習指導員の数は、別添5「大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習における指導及び実施要領」に定める基準により行うこと。

イ 講習の方法

各講習科目については、次表のとおり、教習の標準に定める教習と合同で行うことができる。

また、講習科目「3 夜間の運転」及び講習科目「4 悪条件下での運転」について、運転シミュレーターの操作をもって実車走行に代えることができるものとする。

講習科目	教習の標準に定める教習
1 危険を予測した運転	大型第二種免許及び中型第二種免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名8。普通第二種免許・AT限定普通第二種免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名9。ただし、観察教習（運転シミュレーターによる教習を含む。）及び本項目及び学科教習の学科（二）（第2段階）項目名18を3時限連続で実施する場合のコメントリードライビング（同一の種類の免許に係るものに限る。）に限るものとする。
2 危険予測ディスカッション	第二種免許に係る学科教習の学科（二）（第2段階）項目名18
3 夜間の運転	大型第二種免許及び中型第二種免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名9。普通第二種免許・AT限定普通第二種免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名10。ただし、運転シミュレーターによる教習及び暗室における教習に限るものとする。
4 悪条件下での運転	大型第二種免許及び中型第二種免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名10。普通第二種免許・AT限定普通第二種免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名11。ただし、運転シミュレーターによる教習及びスキッド教習に限るものとする。
5 身体障害者等への対応	第二種免許に係る学科教習の学科（一）（第1段階）項目名17

ウ 使用車両

大型旅客車講習にあつては、大型自動車（バス型、乗車定員30人以上）を、中型旅客車講習にあつては、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）を、普通旅客車講習にあつては、普通乗用自動車を使用すること。

エ 教本

危険予測ディスカッションに必要な知識等を内容とする、講習内容に即した教本を使用すること。

また、身体障害者等への対応については、身体障害者、子ども、高齢者等交通弱者の行動特性を理解した運転行動と対応等を内容とするものを使用すること。

(7) 応急救護処置講習（一）及び応急救護処置講習（二）実施時の留意事項

ア 講習指導員の数

講習指導員は、受講者10人以内に対し1人を基準とする。

イ 講習の方法

各講習科目については、次表のとおり、教習の標準に定める教習と合同で行うことができる。

なお、実技のうち、胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸については、模擬人体装置を使用することとし、次の割合で使用する。

- (ア) 第一種免許に係る応急救護処置講習については、受講者4名に対して全身2体（全身1体及び半身1体でも差し支えないものとする。）の割合であること。
- (イ) 第二種免許に係る応急救護処置講習については、受講者4名に対して全身2体（全身1体及び半身1体でも差し支えないものとする。）及び乳児1体の割合とする。

講習科目	教習の標準に定める教習
第一種免許に係る応急救護処置講習	第一種免許に係る学科教習の学科（二）（第2段階）項目名2、3
第二種免許に係る応急救護処置講習	第二種免許に係る学科教習の学科（二）（第2段階）項目名19、20

ウ 教本

第一種免許に係る応急救護処置講習にあつては、運転者が交通事故による負傷者を救護するために必要な知識のほか、心肺蘇生、自動体外式除細動器（AED）の使用、止血等の救護処置の具体的な方法について、分かりやすくまとめたものを使用すること。

第二種免許に係る応急救護処置講習にあつては、旅客自動車の運転者が交通事故による負傷者を救護するために必要な知識のほか、心肺蘇生、自動体外式除細動器（AED）の使用、止血、固定、包帯の使用等の救護処置の具体的な方法について、分かりやすくまとめたものを使用すること。

エ 模擬人体装置

講習に使用する模擬人体装置は、別表6「第一種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」及び別表7「第二種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」に対応したものであり、かつ、次に掲げる基準に適合したものを使用すること。

- (ア) 全身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができ、かつ、次のいずれの機能をも有するものであること。

a 胸骨圧迫（心臓マッサージ）

- (a) 人体と同じような感覚で胸骨圧迫（心臓マッサージ）を実施できる構造であること。
- (b) 圧迫の深さが視覚的に確認できること。

b 気道確保

- (a) 頭部後屈あご先挙上を行わないと気道が開通しない構造であること。
- (b) 頭部後屈あご先挙上の状態が視覚的に確認できること。

c 人工呼吸

- (a) 呼気吹き込みを行ったり止めたりすることに応じた胸の動き（上がったったり下がったり）が視覚的に確認できること。
- (b) (a)の胸の動きが人体を模して滑らかであることが視覚的に確認できること。
- (c) 呼気が逆流しない構造であること。

(イ) 半身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができる機能を有するものであること。

オ 感染予防対策

当該講習を実施させる場合は、次のことに留意し、感染予防対策に万全を期すこと。

- (ア) 実習前にうがい、手洗いを実施させること。
- (イ) 模擬人体装置を使用して呼気吹き込み実習を行わせる場合には、受講生に対し、事前に酒精綿（エタノール綿）を用いて模擬人体装置の口及び口中を十分に清拭させるとともに、使い捨て呼気吹き込み用具を使用し実施させること。
- (ウ) 受講者が実習中に出血し、模擬人体装置に血液が付着した場合は、予備の模擬人体装置を使用してできる場合を除き、同装置を使用しての事後の実習は中止すること。
- (エ) 受講時に、顔面や口周辺から出血がある受講者については、吹き込み実習は控えてもらうよう留意すること。
- (オ) 実習後は、ディスポ肺の交換やフェイスマスク、気道部分の清掃など衛生面の配慮について怠りのないようにすること。

(8) 原付講習実施時の留意事項

ア 講習指導員の数

- (ア) 講習指導員は、1 グループ10名の受講者に対し、3 名を基準とする。

なお、3 名のうち中心となる主任の講習指導員を指定し、この者の指導により効果的な講習を行うこと。

- (イ) 聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

イ 課題・コースの設定基準

講習の課題・コース設定については、別添7「原付講習の課題・コース設定基準」に従って設定すること。

ウ 使用車両

受講者用原動機付自転車は、スクータータイプのものを使用すること。ただし、必要に応じて変速ギア付原動機付自転車を併用してもよいこととする。

エ 講習用器材

運転適性検査には、安全運転自己診断警察庁方式KM85型「あなたが考える安全運転適性」又はこれと同等以上の安全運転自己診断用の検査用紙を使用すること。

また、視聴覚教育には、原動機付自転車の操作方法及び走行方法並びに安全運転に必要な知識等を内容とする視聴覚教材を用いること。

オ 教本

次の内容について、図やイラストを多く用いるなど、分かりやすくまとめられたものを使用すること。

- (ア) 原動機付自転車の操作、走行等、運転の方法（法規制の内容を含む。）に関する知識
 - (イ) 原動機付自転車の運転の特性と事故の特徴に関する知識
 - (ウ) 場所（交差点、カーブ等）並びに天候及び路面状況に応じた安全な運転の方法に関する基本的な知識
 - (エ) 危険予測、回避方法等、原動機付自転車の安全な運転に必要な実践的な知識
- このほか、地域における道路交通の現状と交通事故の実態、実情に応じた内容を記載した地方版資料を使用すること。

カ 原付講習の講習効果の確認

原付講習終了に際し、運転技能の修得状況が良好でない者については、再度講習を受けるよう勧奨すること。

なお、再受講の際には、前回での未修得科目について指導することとし、講習手数料は徴収しないこと。

(9) 天候不順時の対応

降雪等の悪天候により、講習を安全に実施することが困難な場合には、公安委員

会の指示を受け、後日実施すること。

また、大型車講習、中型車講習及び準中型車講習（準中型自動車を使用した講習）については、講習科目「5 悪条件下での運転」、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習については、講習科目「4 悪条件下での運転」において、場内コース又は道路において凍結の状態にある路面での自動車の走行を行うこととされているが、これを道路において行う場合は、安全が確保されている場合に限ること。

第4 終了証明書の交付等

1 終了証明書の交付

受託者は、講習を終了した者に対し、府令第38条第18項に定める講習種別に応じた各講習終了証明書（府令別記様式第22の10の2～別記様式第22の10の6の2）（以下「終了証明書」という。）を作成の上、交付するものとする。

2 終了証明書の作成方法

(1) 記載事項

終了証明書には、各講習の種別ごとに終了証明書の交付番号、交付年月日、講習を終了した者の住所、氏名及び生年月日をそれぞれ記載すること。

(2) 交付番号の記載要領

交付番号は、各講習の種別ごとに、西暦年（末尾2桁）、指定自動車教習所コード及び暦年ごとの一連番号の7桁を記載すること。

（例） 2025年の〇〇自動車教習所の1人目

第	2	5	0	1	0	0	1	号
	└──┬──┬──┬──┬──┬──┬──┐		└──┬──┬──┬──┬──┬──┬──┐		└──┬──┬──┬──┬──┬──┬──┐			
	└──┬──┬──┬──┬──┬──┬──┐		└──┬──┬──┬──┬──┬──┬──┐		└──┬──┬──┬──┬──┬──┬──┐		暦年ごとの一連番号	
	└──┬──┬──┬──┬──┬──┬──┐		└──┬──┬──┬──┬──┬──┬──┐		└──┬──┬──┬──┬──┬──┬──┐		指定自動車教習所コード	
	└──┬──┬──┬──┬──┬──┬──┐		└──┬──┬──┬──┬──┬──┬──┐		└──┬──┬──┬──┬──┬──┬──┐		西暦年（末尾2桁）	

3 終了証明書交付簿の記載要領

終了証明書の交付に当たっては、講習種別ごとに終了証明書交付簿（様式第4号）を作成し、必要事項を記載すること。

4 終了証明書の交付に際しての教示事項

(1) 終了証明書の有効期間

当該講習を終了した日から1年を経過しないこと。

(2) 終了証明書の添付

ア 免許試験合格者に対しては、免許証等交付の際、運転免許試験合格証明書に添付するものであること。

イ 免許試験受験前の者に対しては、免許申請時に添付しなければならないものであること。

5 終了証明書の再交付

受託者は、終了証明書の亡失、滅失、汚損又は破損の理由により再交付の申請があったときは、次の要領により、終了証明書を再交付するものとする。

(1) 再交付申請書の提出

再交付申請者から、亡失等の再交付を必要とする理由を確認の上、終了証明書再交付申請書（様式第5号）を提出させるものとする。

(2) 再交付に係る終了証明書の作成方法

再交付申請者に対して講習終了時に作成、交付した終了証明書と同一のものを作成し、右上余白に「再交付」と朱書するものとする。

(3) 終了証明書交付簿への記載

終了証明書交付簿の備考欄に、再交付年月日を朱書すること。

(4) 再交付申請書の送付

受理した再交付申請書は、公安委員会に送付するものとする。

第5 受託者の留意事項

受託者は、講習の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

1 講習内容の充実

講習の目的及び重要性を認識し、講習内容の充実を図ること。

2 講習指導員の研修

受託者は、講習指導員に対して随時必要な研修を受けさせるように努めなければならない。

3 受講者への対応

受講者への対応に当たっては、言語、態度に留意し適切な処遇に努めること。

4 保険の加入

講習中の事故に備えて、保険の加入について留意すること。

5 秘密の保持

講習の実施に当たって知り得た事項については、他に漏らしてはならない。

6 終了証明書の管理

終了証明書の保管については、盗難又は紛失等のないよう適切な管理に努めること。

7 その他

他の教習業務に支障を及ぼさないよう講習業務の運営に留意すること。

第6 報告及び備付簿冊

1 報告

(1) 実施結果の報告

受託者は、講習を終了したときは、各講習終了報告書（委託規則別記様式第13号～第23号）に申請書を添付の上、公安委員会に報告するものとする。

(2) 特異事項の報告

受託者は、次に掲げる特異事項が発生したときは、直ちに公安委員会に報告するものとする。

ア 講習中に事故が発生したとき。

イ その他講習の運営に関し、特異な事故が発生したとき。

2 備付簿冊

受託者は、次に掲げる簿冊を備付けておかなければならない。

番号	備 付 簿 冊	保存 年限	備 考
1	講習指導員名簿	3 年	異動の都度加除、氏名、生年月日を記載
2	講習指導員等解任等届出書（控）綴	1 年	
3	（各講習）終了証明書交付簿綴	1 年	
4	（各講習）受講申込受理簿綴	1 年	
5	（各講習）終了報告書(控)綴	1 年	再交付申請書の控も一緒に編綴
6	原付講習実施計画(控)綴	1 年	
7	原付講習(休止・変更)承認申請書(控)綴	1 年	

別表 1

大型車講習及び中型車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

類	対	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭においた適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	1
		2 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	○ 大型自動車及び中型自動車に係る他の交通との関わりにおける危険性を的確に予測し、危険回避する能力を養わせる。	1
	討議	3 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1
悪条件下での運転	実技	4 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 夜間対向車の灯火により眩惑されること、その他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。	1
		5 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することができる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養わせる。	
備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。				合 計	4

別表 2

準中型車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

1 準中型自動車を使用した講習

類	式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭においた適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	1
		2 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	○ 準中型自動車に係る他の交通との関わりにおける危険性を的確に予測し、危険回避する能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡（ワイドミラー及び補助ミラー）の取付方法及び使用方法を理解させた上、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1
	討議	3 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、上記に加えて、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。	1
悪条件下で運転	実技	4 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 夜間対向車の灯火により眩惑されること、その他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。	1
		5 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することができる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養わせる。	
備考 休憩時間は、講習時間以外に適當時間設けること。				合 計	4

2 普通自動車を使用した講習（現に普通免許を受けていない者に限る。）

類	種	講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 内 容	時 間
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡（ワイドミラー及び補助ミラーの取付方法及び使用方法を理解させた上、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、上記に加えて、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。	1
高速道路での運転	講義	3 高速道路での運転に必要な知識	(1) 高速道路利用上の心得 (2) 走行計画の立て方 (3) 本線車道への進入 (4) 本線車道での走行 (5) 本線車道からの離脱	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路の特徴、高速走行に当たっての心構え、走行要領等について理解させる。	1
	実技	4 高速道路での運転に必要な技能	(1) 高速走行前の車両の点検の仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	○ 高速道路における実車走行により安全かつ円滑な走行要領を身に付けさせるとともに、高速走行の特性を理解させる。	1
備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。				合 計	4

別表 3

普通車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

類	対	講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 内 容	時間
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡（ワイドミラー及び補助ミラーの取付方法及び使用方法を理解させた上、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、上記に加えて 交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。	1
高速道路での運転	講義	3 高速道路での運転に必要な知識	(1) 高速道路利用上の心得 (2) 走行計画の立て方 (3) 本線車道への進入 (4) 本線車道での走行 (5) 本線車道からの離脱	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路の特徴、高速走行に当たっての心構え、走行要領等について理解させる。	1
	実技	4 高速道路での運転に必要な技能	(1) 高速走行前の車両の点検の仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	○ 高速道路における実車走行により安全かつ円滑な走行要領を身に付けさせるとともに、高速走行の特性を理解させる。	1
備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。				合 計	4

別表 4

大型二輪車講習及び普通二輪車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

対	講習科目	講習細目	講習内容	時間
実 技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 運転シミュレーターにより模擬体験することにより、危険に対する予測や対応の仕方を養わせる。	1
討 議 ・ 講 義	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 運転シミュレーターによる模擬体験を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 [運転シミュレーターによる模擬体験終了後に行う。]	1
	3 二人乗り運転に関する知識	(1) 二人乗りに関する法規制の内容 (2) 二人乗りの運転特性	○ 自動二輪車の二人乗りに関する道路交通法の規制の内容、一人乗りと二人乗りとでの運転特性の違い及び一人乗りでの習熟の重要性について理解させる。	
実 技 ・ 実 車	4 ケース・スタディ（交差点）	特徴的事故の危険に対応した走行 ・ 直進する場合 ・ 右折する場合 ・ 左折する場合	○ 交差点で起こる事故の特徴的パターンについて実車を用いて模擬体験又は観察等を行い、交差点における危険及び危険の防止について理解させる。 [運転シミュレーターを用いて行うことができる。]	1
	5 交通の状況及び道路環境に応じた運転	(1) 速度調整 (2) 行き違い及び側方通過 (3) 追い越し及び追い越され (4) 制動の時期及び方法 (5) 自由走行	○ 道路及び交通状況に応じた速度の調整の仕方を理解させる。 ○ 安全な行き違い及び側方通過の仕方を理解させる。 ○ 追い越し及び追い越され方について理解させる。 ○ 交通状況及び道路環境に応じた制動の時期と方法を理解させる。 ○ 受講者自ら走行コースを設定し、道路や交通の状況に応じて自主的な運転行動がとれる安全な運転方法を理解させる。	
備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。			合 計	3

別表 5

大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

類	対	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 交通量の多い市街地における旅客輸送を想定し、他の交通との関わりと危険性を認識させながら、的確な危険予測能力及び危険回避能力を養わせる。	2
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 直前に行った実技における危険場面等を踏まえ、旅客を安全に輸送するための意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1
夜間の運転	実技	3 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 旅客輸送を想定し、夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。	1
悪条件下での運転	実技	4 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 旅客輸送を想定し、凍結の状態にある路面での走行など、自然環境下における様々な悪条件を体感させ、それに伴う的確な危険予測及び危険回避能力を養わせる。	1
身体障害者等への対応	実習	5 身体障害者等への対応	(1) 子供、高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応 ・ 児童・幼児の保護 ・ 高齢者の保護 ・ 子供や高齢者が事故に遭いやすい場所における保護 ・ 高齢者等の乗車時等の対応 (2) 身体障害者の行動特性を理解した運転行動と対応 ・ 身体障害者の保護 ・ 身体障害者の乗降時の対応	○ 子供、高齢者及び身体障害者等の特性を理解させ、道路における危険予測・危険回避能力を養わせる。 ○ 旅客となり得る身体障害者等の特性を理解させ、様々な障害に対応した介助方法を習得させる。	1
備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。				合 計	6

別表 6

第一種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

部	講習科目	講習細目	講習内容	時間
講	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。	1
	2 実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保と負傷者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
	3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
	4 応急救護処置の基礎知識	(1) 負傷者の観察 (2) 負傷者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 ア 胸骨圧迫（心臓マッサージ） イ 気道確保 ウ 人工呼吸 (5) AEDを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止、救命の連鎖について指導する。	
実 技	5 応急救護処置の基本	(1) 応急救護処置の手順 (2) 各手技の要点	○ 指導員によるデモにより行う。	2
	6 応急救護処置の実践	(1) 負傷者の観察(意識) (2) 負傷者の移動 (3) 負傷者の観察(呼吸) (4) 体位管理 (5) 胸骨圧迫（心臓マッサージ） (6) 気道確保 (7) 人工呼吸 (8) 胸骨圧迫（心臓マッサージ）と人工呼吸(循環) (9) 気道異物除去 (10) 止血法	○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 肩をたたき、声をかけさせる。 ○ 気道確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。 ○ 回復体位を重点的に指導する。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで約1分間実施させる。 ○ 頭部後屈あご先挙上法を指導する。 ○ 口対口で、息を約1秒かけて、2回吹き込ませる。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。 ○ 腹部突き上げ法、背部叩打法について指導する。 ○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。	
	7 まとめ	訓練の継続の実行と大切さ		
備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。			合 計	3

別表 7

第二種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

形式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
講義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の必要性 (4) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。	1
	2 実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保と傷病者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
	3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
	4 具体的な実施要領	(1) 傷病者の観察 (2) 傷病者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 (5) A E Dを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法 (8) 包帯法 (9) 固定法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 A E Dを用いた除細動については、その概要、A E Dの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止、救命の連鎖について指導する。	
	5 各種傷病者に対する対応	(1) 各種外傷に対する対応 (2) 熱傷に対する対応 (3) 各種症状に対する対応 (4) 中毒に対する対応	○ 各種傷病者に対する対応要領について理解させる。	1
	6 まとめ	訓練の継続と実行の大切さ		
実技	7 傷病者の観察・移動	(1) 傷病者の観察 (2) 車内から車外に運び出す場合 (3) 路上に倒れている人を運ぶ場合	○ 肩をたたき、声をかけさせる。	1
	8 体位管理	(1) 傷病者に意識がある場合 (2) 傷病者に意識がない場合 (3) ショックの場合 (4) 呼吸困難の場合 (5) 心肺蘇生を行う場合	○ 回復体位を重点的に指導する。	

実 技	9 心肺蘇生	(1) 意識状態の観察 (2) 呼吸状態の観察 (3) 胸骨圧迫(心臓マッサージ) (4) 気道確保と人工呼吸	○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 気道確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。 ○ 胸骨圧迫(心臓マッサージ)を1分間に100～120回のテンポで約1分間実施させる。 ○ 頭部後屈あご先挙上法を指導する。 ○ 口対口で、息を約1秒かけて、2回吹き込ませる。 ○ 胸骨圧迫(心臓マッサージ)を1分間に100～120回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。	2
	10 気道異物除去	(1) 腹部突き上げ法 (2) 背部叩打法		
	11 止血法	(1) 出血の観察 (2) 傷口の圧迫 (3) 包帯等の利用 (4) 頭部、顔面の止血 (5) 効果的な止血法	○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。	
	12 包帯法	(1) 頭部の場合 (2) 体幹部位の場合 (3) 上肢・下肢の場合		1
	13 固定法			
合 計				6

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別表 8

原付講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

講習科目	講習細目	指導内容	所要時間
受付	1 集合時間の告知 2 グループ編成		10分
		小計	10分
開講	1 開講の挨拶 2 講師紹介 3 講習実施上の諸注意 4 準備体操 5 ヘルメットの着用方法	・手足の柔軟体操 ・ヘルメットの着用方法、正しいあごひものしめ方	10分
			小計
基本操作	正しい手順及び正確な操作 1 装置の名称と取扱い 2 運転姿勢 3 アクセルとブレーキ 4 スタンドのたて方とおろし方	・運転に必要な装置の位置と役割 ・自然なフォーム、特に肩や肘に力が入らない姿勢 ・ゆっくりとしたアクセルの回し方と素早い戻し、スムーズなブレーキ操作 ・アクセルに手を触れないスタンドのたて方、おろし方	3分
			2分
			5分
			2分
		小計	12分
基本走行	バランスとスムーズな走行 1 発進と停止 2 スピードの調節 3 8の字走行 4 カーブ走行 5 徐行 6 狭路での安定走行 7 視点、視野範囲	・バランスのよい直進、安定した停止 ・無理のない操作による加速と減速 ・スムーズな切返し ・直線における加・減速、カーブでの安定走行 ・見通しの悪い場所での徐行 ・狭路の手前での適切な減速と安定走行 ・十分な安全確認のできる視点と範囲	10分
			2分
			12分
			5分
			5分
			5分
			5分
		小計	44分
応用走行	法規走行及び安全運転 1 合図と安全確認 2 進路変更 3 交差点での安全走行 4 交差点での優先順位 5 危険予知、危険回避	・合図の時期と安全確認 ・スムーズな進路変更と安全確認 ・正しい右・左折と安全確認、他車との関係 ・正しい停止位置での確実な停止 ・方向指示器操作、安全確認と安定走行 ・連続する法規履行走行 ・混合交通の中での優先順位 ・隠れた危険の予知、障害物の回避	3分
			2分
			8分
			7分
			4分
			15分
			10分
			10分
		小計	59分
安全運転の知識	1 運転適性検査 2 視聴覚教育	・安全運転自己診断を使用した安全指導 ・映画、DVD、写真パネル、教本等を活用した教育及びディスカッション	15分
			20分
		小計	35分
閉講	1 閉講のことば 2 原付講習終了証明書の交付	・自己防衛及び人命尊重の精神を醸成するための動機付け	5分
			5分
		小計	10分
備考 休憩時間は、講習時間以外に適當時間設けること。			合計所要時間 180分

別添 1

大型車講習及び中型車講習における指導及び実施要領

1 貨物自動車の特性を理解した運転	
講 習 細 目	指 導 要 領
1 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転	急激な運転や通常運転を行うことにより、どの程度の運転操作が貨物に影響を与えるか理解させ、それに応じた運転を修得させる。
2 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転	貨物輸送に配慮した運転ができるように、発進、加速、車線変更、減速、停止などの一連の運転行動が滑らかにできるよう訓練する。
3 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	荷重がかかることにより、ハンドル及び制動効果が違うこと並びに発進時における動力の伝達方法の違いを理解させ、それに応じた運転を修得させる。
講 習 実 施 要 領	
1 講習の方法 (1) 本講習については、施設内のコースにおいて実施する。 (2) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の前部、後部及び車軸の上に当たる部分の3箇所に積荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させること。 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の後軸上に最大積載量の概ね50パーセント以上の貨物を積んで施設内のコースを走行し、貨物の運転操作に与える影響を体感させること。 (4) 講習中に貨物の積み降ろしを行う場合は、講習の中断時間が短い場合に限り行うこと。 2 講習指導員の数 本講習における講習指導員は、受講者1名に対し1名とする。 3 使用車両 (1) 大型車講習のうち、荷重が運転操作に与える影響を理解した運転の細目については、中型自動車又は準中型自動車を使用して行うことができる。 (2) 中型車講習のうち、荷重が運転操作に与える影響を理解した運転の細目については、準中型自動車を使用して行うことができる。	

2 危険を予測した運転	
講 習 細 目	指 導 要 領
1 危険要因のとらえ方	絶えず変化する道路上の危険要因（情報）をより早く、より広く、より深くとらえさせ、これらの情報を取捨選別する方法について訓練させる。
2 起こり得る危険の予測	とらえた危険要因（情報）ごとに、危険予測の仕方について解説指導し、顕在的・潜在的危険を予測させる。 個癖にとらわれた予測を払拭し、どの危険に対してどのような予測をするか個々具体的に指導し、受講者にも順次危険要因を拾い上げさせ予測の仕方を定着させる。
3 危険の少ない運転行動の選び方	入手した情報により予測した危険について、安全な回避行動を選択させる。

	貨物輸送の運転者として、一般の運転者より安全な運転行動の必要性を理解させるとともに、余裕を持った回避行動を定着させる。
4 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	大型自動車及び中型自動車の特性を理解させた上、道路及び交通に応じた速度での運転の仕方を指導する。
講 習 実 施 要 領	
1 講習の方法 (1) 観察学習（自動車の運転を想定し、他人の運転を観察させることによる講習。以下「観察学習」という。）及び、コメンタリードライビング（受講者が自動車の運転を通じ、見たり、感じたり、思ったりした危険に関する様々な情報を運転しながら短い言葉でコメントすることによる講習。以下「コメンタリードライビング」という。）を行うこと。 また、観察学習についてのみ、複数講習（自動車の運転に関する実技の講習を自動車により行う場合に、講習指導員が受講者の運転する自動車に他の受講者1人又は2人と乗車し、又は講習指導員の運転する自動車に3人以下の受講者を同乗させて指導する方法による講習。以下「複数講習」という。）又は運転シミュレーターによる講習を行うことができるものとする。ただし、複数講習を行う場合は、それぞれ受講者の運転できる機会が均等になるよう配慮すること。また、運転シミュレーターによる講習を行う場合は、講習指導員1人が同時に3人以内の受講者に対し講習を行う（以下「集団講習」という。）ことができるものとする。 (2) 上記(1)の方法による講習を行った後、引き続き講習項目3「危険予測ディスカッション」を行う方法により、2時間連続して行うこと。 (3) 受講者の運転による講習は、その直後に講習項目3「危険予測ディスカッション」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、受講者に何らかの印象付けをさせるように努めること。 (4) 複数の受講者により行う場合については、次の方法によることができるものとする。 ア 観察学習を複数講習で行う場合は、それぞれの受講者の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うこと。 イ 観察学習を運転シミュレーターと複数講習で行う場合については、それぞれの受講者の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うこと。 2 講習指導員の数 観察学習について複数講習及び運転シミュレーターによる講習を行う場合は、上記1(1)に基づく講習指導員数とする。	

3 危険予測ディスカッション	
講 習 細 目	指 導 要 領
1 危険予測の重要性	視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて「危険予測の意義、重要性」について説明する。
2 走行中の危険場面	直前に実施された「危険を予測した運転」における走行中の場면을素材にして、受講者に危険場면을抽出させる。その際、できるだけ受講者からの発言を引き出し、不足している内容について講習指導員が補足説明するよう心掛ける。
3 起こり得る危険の予測	それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。
4 より危険の少ない運転行動	予測させる危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。

講 習 実 施 要 領	
1 講習方法	(1) 講習項目2「危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本講習を行わせること。 (2) 講習指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ受講者の考え方や疑問を引き出し、発言させること。 また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した講習を行うなど、実施方法について工夫すること。 (3) 本講習における講習指導員は、できるだけ直前に行った講習項目2「危険を予測した運転」における講習指導員が引き続き行うこと。 (4) 本講習における受講者の数は、受講者全員がディスカッションに参加できる適正な人数とすること。

4 夜間の運転	
講 習 細 目	指 導 要 領
1 夜間における運転視界の確保の仕方	前照灯の照射角度により視界に差があることを理解させるとともに、視界確保の仕方について修得させる。
2 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方	蒸発現象や眩惑等、夜間特有の現象を理解させ、早期的確な情報のとらえ方について修得させる。
3 夜間における運転の仕方	前照灯の切り替え等、夜間におけるよりよい運転方法を理解させ、反復指導してこれを修得させる。
講 習 実 施 要 領	
1 講習方法	(1) 日没後の道路における講習を原則とすること。 (2) ただし、上記(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。 ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。 イ 講習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる講習、暗室における講習、施設内のコースにおける講習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き道路における講習を行うもの（ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）。) (3) 上記(1)及び(2)により講習を行うことができない場合、日没に近接した時間に行うものであって、講習の一部として運転シミュレーターによる講習又は暗室による講習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き施設内のコースにおいて擬似薄暮時走行を行う（ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る）講習方法により実施すること。 なお、講習中に日没となった場合は、道路における講習を行っても差し支えないものとする。 (4) 本講習については、次のことに留意すること。 ア 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。 イ 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40%の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの。）を使用すること。 また、あらかじめ施設内のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行うこと。 ウ 道路における講習を行う場合は、中央分離帯のないコースで行うこと（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定すること。）。)
2 講習指導員の数	

- (1) 本講習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団講習にすることができるものとする。
- (2) 暗室における講習については、施設の規模により適正な講習が実施できる人数とすること。

5 悪条件下での運転	
講 習 細 目	指 導 要 領
1 積雪、凍結道路の運転の仕方	積雪、凍結路面において急ブレーキや急ハンドル操作を実施させ、その危険性を理解させるとともに、早めの制動や十分な車間距離等、安全な走行方法について訓練させる。
2 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方	視界不良の場合における視界の確保方法及び危険要因の早期発見方法を修得させ、早めの制動や十分な車間距離の確保等、安全な走行方法について訓練させる。
3 豪雨、強風下での運転の仕方	豪雨及び強風下における車体への影響を理解させるとともに、同状況下における安全な走行方法について訓練させる。
4 道路冠水の場合の措置	冠水部分における走行可否のみきわめ方法を修得させるとともに、通過後の安全確認等を理解させる。
講 習 実 施 要 領	
1 講習方法 (1) 道路又は施設内のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る講習を行う場合は、凍結又は積雪状態にある路面での走行に限らせること。 また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限ること。 (2) ただし、上記(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。 ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。 イ スキッドコース又はスキッド講習車を使用するもの（以下「スキッド講習」という。） ウ 講習の一部として運転シミュレーターによる講習を行った後、引き続き上記(1)の方法による講習を行うもの（ただし、講習から講習への移動時間が短い場合に限る。）。 (3) なお、道路における講習又は施設内のコースにおける講習において、実際の悪条件下における運転に係る講習を行う場合、又は、スキッド講習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で細く説明すること。 2 講習指導員の数 運転シミュレーターによる講習又はスキッド講習を行う場合は、集団講習にすることができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド講習を集団で行う場合は、運転しない他の受講者は安全な場所で見学する方法によるものとする。 3 使用車両 (1) 大型車講習にあつては、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。 (2) 中型車講習にあつては、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。	

別添 2

準中型車講習における指導及び実施要領

1 貨物自動車の特性を理解した運転	
講 習 細 目	指 導 要 領
1 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転	急激な運転や通常運転を行うことにより、どの程度の運転操作が貨物に影響を与えるか理解させ、それに応じた運転を修得させる。
2 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転	貨物輸送に配慮した運転ができるように、発進、加速、車線変更、減速、停止などの一連の運転行動が滑らかにできるよう訓練する。
3 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	荷重がかかることにより、ハンドル及び制動効果が違うこと並びに発進時における動力の伝達方法の違いを理解させ、それに応じた運転を修得させる。
講 習 実 施 要 領	
1 講習の方法 (1) 本講習については、施設内のコースにおいて実施する。 (2) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の1箇所に積荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させること。 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の後軸上に最大積載量の概ね50パーセント以上の貨物を積んで施設内のコースを走行し、貨物の運転操作に与える影響を体感させること。 (4) 講習中に貨物の積み降ろしを行う場合は、講習の中断時間が短い場合に限り行うこと。 2 講習指導員の数 本講習における講習指導員は、受講者1名に対し1名とする。 3 使用車両 準中型車（貨物自動車に限る）を使用する。	

2 危険を予測した運転	
講 習 細 目	指 導 要 領
1 危険要因のとらえ方	絶えず変化する道路上の危険要因（情報）をより早く、より広く、より深くとらえさせ、これらの情報を取捨選別する方法について訓練させる。
2 起こり得る危険の予測	とらえた危険要因（情報）ごとに、危険予測の仕方について解説指導し、顕在的・潜在的危険を予測させる。 個癖にとらわれた予測を払拭し、どの危険に対してどのような予測をするか個々具体的に指導し、受講者にも順次危険要因を拾い上げさせ予測の仕方を定着させる。
3 危険の少ない運転行動の選び方	入手した情報により予測した危険について、安全な回避行動を選択させる。 貨物輸送の運転者として、一般の運転者より安全な運転行動の必要性を理解させるとともに、余裕を持った回避行動を定着させる。
4 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の	準中型自動車の特性を理解させた上、道路及び交通に応じた速度での運転の仕方を指導する。

仕方	
講 習 実 施 要 領	
1 講習の方法 (1) 観察学習及びコメンタリードライビングを行うこと。 また、観察学習についてのみ、複数講習又は運転シミュレーターによる講習を行うことができるものとする。ただし、複数講習を行う場合は、集団講習を行うことができるものとする。 (2) 上記(1)の方法による講習を行った後、引き続き講習項目3「危険予測ディスカッション」を行う方法により、2時間連続して行うこと。 (3) 受講者の運転による講習は、その直後に講習項目3「危険予測ディスカッション」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、受講者に何らかの印象付けをさせるように努めること。 (4) 複数の受講者により行う場合については、次の方法によることができるものとする。 ア 観察学習を複数講習で行う場合は、それぞれの受講者の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うこと。 イ 観察学習を運転シミュレーターと複数講習で行う場合については、それぞれの受講者の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うこと。 2 講習指導員の数 観察学習について複数講習及び運転シミュレーターによる講習を行う場合は、上記1(1)に基づく講習指導員数とする。 3 特定後写鏡等条件が付される者に対する講習 特定後写鏡等条件が付される者に対しては、上記の指導を行う前に、コースにおける実車走行により、次の要領により指導を行う。 ① 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知し、対応するために必要な技能について、車室内の後方をカーテンで覆った状態で後方の車両の有無を確認するなどして行う。 ② 狭い道路から広い道路に後退し、又は道路外から道路に後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能について、他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、車両から降車して確認を行わせる。	

3 危険予測ディスカッション	
講 習 細 目	指 導 要 領
1 危険予測の重要性	視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて「危険予測の意義、重要性」について説明する。
2 走行中の危険場面	直前に実施された「危険を予測した運転」における走行中の場면을素材にして、受講者に危険場면을抽出させる。その際、できるだけ受講者からの発言を引き出し、不足している内容について講習指導員が補足説明するよう心掛ける。
3 起こり得る危険の予測	それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。
4 より危険の少ない運転行動	予測させる危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。
講 習 実 施 要 領	
1 講習方法	

(1) 講習項目2「危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本講習を行わせること。 (2) 講習指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ受講者の考え方や疑問を引き出し、発言させること。 また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した講習を行うなど、実施方法について工夫すること。 (3) 本講習における講習指導員は、できるだけ直前に行った講習項目2「危険を予測した運転」における講習指導員が引き続き行うこと。 (4) 本講習における受講者の数は、受講者全員がディスカッションに参加できる適正な人数とすること。 2 特定後写鏡等条件が付される者に対する講習 特定後写鏡等条件が付される者に対しては、特に次の事項について、対話形式により行う。また、運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し、質疑を行うほか、今後、運転を実際に行い気付いた事項について警察への連絡を依頼する。 ① 交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険があるおそれがある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法 ② 特定後写鏡等条件で運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡等の意義及び聴覚障害者標識の意義）
--

4 夜間の運転	
講習細目	指導要領
1 夜間における運転視界の確保の仕方	前照灯の照射角度により視界に差があることを理解させるとともに、視界確保の仕方について修得させる。
2 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方	蒸発現象や眩惑等、夜間特有の現象を理解させ、早期的確な情報のとらえ方について修得させる。
3 夜間における運転の仕方	前照灯の切り替え等、夜間におけるよりよい運転方法を理解させ、反復指導してこれを修得させる。
講習実施要領	
1 講習方法 (1) 日没後の道路における講習を原則とすること。 (2) ただし、上記(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。 ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。 イ 講習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる講習、暗室における講習、施設内のコースにおける講習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き道路における講習を行うもの（ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）。 (3) 上記(1)及び(2)により講習を行うことができない場合、日没に近接した時間に行うものであって、講習の一部として運転シミュレーターによる講習又は暗室による講習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き施設内のコースにおいて擬似薄暮時走行を行う（ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る）講習方法により実施すること。 なお、講習中に日没となった場合は、道路における講習を行っても差し支えないものとする。 (4) 本講習については、次のことに留意すること。 ア 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。 イ 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40%の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの。）を使用すること。 また、あらかじめ施設内のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行うこと。	

ウ 道路における講習を行う場合は、中央分離帯のないコースで行うこと（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定すること。）。

2 講習指導員の数

- (1) 本講習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団講習にすることができるものとする。
- (2) 暗室における講習については、施設の規模により適正な講習が実施できる人数とすること。

5 悪条件下での運転	
講 習 細 目	指 導 要 領
1 積雪、凍結道路の運転の仕方	積雪、凍結路面において急ブレーキや急ハンドル操作を実施させ、その危険性を理解させるとともに、早めの制動や十分な車間距離等、安全な走行方法について訓練させる。
2 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方	視界不良の場合における視界の確保方法及び危険要因の早期発見方法を修得させ、早めの制動や十分な車間距離の確保等、安全な走行方法について訓練させる。
3 豪雨、強風下での運転の仕方	豪雨及び強風下における車体への影響を理解させるとともに、同状況下における安全な走行方法について訓練させる。
4 道路冠水の場合の措置	冠水部分における走行可否のみきわめ方法を修得させるとともに、通過後の安全確認等を理解させる。
講 習 実 施 要 領	
1 講習方法 (1) 道路又は施設内のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る講習を行う場合は、凍結又は積雪状態にある路面での走行に限らせること。 また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限ること。 (2) ただし、上記(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。 ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。 イ スキッドコース又はスキッド講習車を使用するもの（以下「スキッド講習」という。） ウ 講習の一部として運転シミュレーターによる講習を行った後、引き続き上記(1)の方法による講習を行うもの（ただし、講習から講習への移動時間が短い場合に限る。）。 (3) なお、道路における講習又は施設内のコースにおける講習において、実際の悪条件下における運転に係る講習を行う場合、又は、スキッド講習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で細く説明すること。 2 講習指導員の数 運転シミュレーターによる講習又はスキッド講習を行う場合は、集団講習にすることができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド講習を集団で行う場合は、運転しない他の受講者は安全な場所で見学する方法によるものとする。 3 使用車両 準中型車講習にあつては、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。	

※ 普通車を使用した講習については、別添3 普通車講習指導要領によるものとする。

普通車講習指導要領

1 危険を予測した運転（実技）		
講習細目	指導要領	備考
(1) 危険要因の とらえ方	○ 交差点、カーブでの走行や駐車車両の側方通過等の危険場面を含む路上を走行させ、素早く危険場面をとらえる訓練をさせる。	○ 特定後写鏡等条件が付される者に対しては、左記の指導を行う前に、コースにおける実車走行により、次の要領により指導を行う。 この場合、②の外輪差の体感及び③の警音器の吹鳴の指導を実施するときは、補聴器を使用させないこととする。
(2) 起こり得る 危険の予測	○ とらえた危険場面ごとに、危険を予測するための着眼点について指導し、顕在的危険と潜在的危険を予測させる。 ○ 受講者がどのような予測をしているか質問するなどして、理解度を把握するように心掛ける。	① 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知し、対応するために必要な技能について、教習車両のリアトランクに赤色回転灯を設置するなどして行う。
(3) より危険の 少ない運転行 動の選び方	○ 危険が発生しても安全に対応できる速度、走行位置、安全空間等を前もって選ばせる。 (複数の受講者を乗車させている場合) ○ 運転者以外の受講者に観察表に記録させるなどして、引き続き行われる「2 危険予測ディスカッション」で効果的な討議が行えるよう準備させるとともに、情報のとらえ方や危険場面での対応の仕方について自分の運転と比較させて、よい部分を吸収させる。	② 狭い道路から広い道路に前進及び後退し、又は道路外から道路に前進及び後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能について、他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、車両から降車して確認を行わせる。 また、後退時にパイロンに接触させるなどして、外輪差を体感させる。なお、準中型車講習において後退時の実技を実施するものは、本講習における後退時の実技を省略することができるものとする。 ③ 「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行するときにおける危険を予測した運転に必要な技能について、対向車を模したパイロン等をカーブ部分、また、これを確認しにくくする遮蔽物をカーブ部分の内側に接するようにして設置して、警音器を適切に吹鳴させるとともに、危険を回避する方法をとらせる。

2 危険予測ディスカッション（討議）		
講習細目	指導要領	備考
(1) 危険予測の 重要性	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて「危険予測の意義、重要性」について説明する。	○ 特定後写鏡等条件が付される者に対しては、特に次の事項について、対話形式により行う。また、運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し、質疑を行

(2) 走行中の危険場面	○ 直前に実施された「1 危険を予測した運転」走行中の場면을素材にして、受講者に危険場면을抽出させる。その際、できるだけ受講者相互の討議の中から引き出させてから、不足している内容について指導員が補足説明するよう心がけること。	うほか、今後、運転を実際に行い気付いた事項について警察への連絡を依頼する。
(3) 起こり得る危険の予測	○ それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。	① 踏切を通過しようとするときにおいて、列車が接近してきたことを周囲の交通の状況から認知する方法 ② 緊急自動車接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知する方法 ③ その他交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険があるおそれがある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法 ④ 特定後写鏡等条件で運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡等の意義、普通車の意義及び聴覚障害者標識の意義）
(4) より危険の少ない運転行動	○ 予測される危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。	

3 高速道路での運転に必要な知識（講義）		
講習細目	指導要領	備考
(1) 高速道路利用上の心得	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、高速道路の特徴及び施設の利用法、高速走行の特性、走行要領等について理解させる。	
(2) 走行計画の立て方	○ 自由度の少ない高速道路においては、燃料補給や適度な休憩を折り込んだゆとりある走行計画を立てるように指導する。	
(3) 本線車道への進入	○ 一般道路から、料金所、ランプウェイ等を通行して、本線車道へ合流するまでの運転の流れを理解させる。	
(4) 本線車道での走行	○ 急ブレーキ・急ハンドルの回避トンネルやインターチェンジ付近の走行の仕方、追越しの仕方等について理解させる。	
(5) 本線車道からの離脱	○ 本線車道から、減速車線、ランプウェイ等を通行して一般道路に流入するまでの運転の流れを理解させる。	

4 高速道路での運転に必要な技能（実技）		
講習細目	指導要領	備考
(1) 高速走行前の車両の点検の仕方	○ 高速走行前に必要とされる点検の仕方を指導する。 ① 燃料の量 ② エンジンオイルの量 ③ 冷却水の量、漏れ ④ ファンベルトの張り具合、損傷 ⑤ タイヤの溝の深さ	○ 受講者の技量や交通状況等に応じて車線変更を積極的に行わせるなど施設を十分に活用すること。
(2) 本線車道への進入	○ 次の事項について指導する。 ① インターチェンジの通行 ② 料金所付近のマナーと心得 ③ 本線車道の車両の確認 ④ 加速車線での加速 ⑤ 本線車道へのなめらかな進入	
(3) 本線車道での走行	○ 次の事項について指導する。 ① 一定速度による走行 ② 走行車線での走行方法 ③ 車間距離の維持 ④ 車線変更 ⑤ 追越し ⑥ アクセルワークによる速度調節	
(4) 本線車道からの離脱	○ 本線車道から減速車線、ランプウェイ等を通行させ、一般道路へ流入させる。 ① 減速車線での走行方法 ② エンジンブレーキの活用 ③ 一般道路に応じた速度での走行	

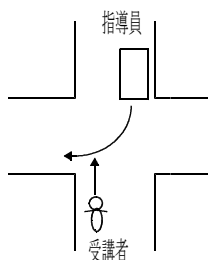
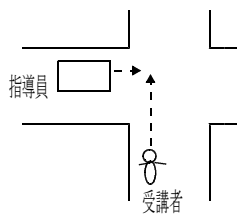
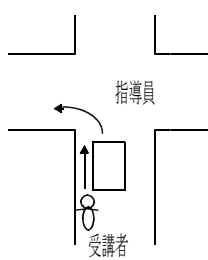
別添 4

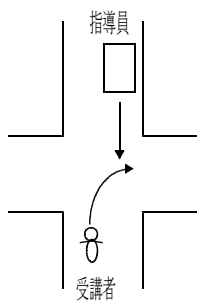
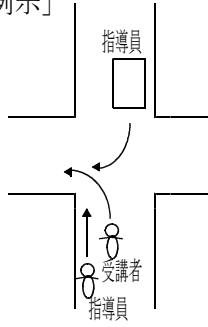
大型二輪車講習及び普通二輪車講習指導要領

1 危険を予測した運転（実技）		
講 習 細 目	指 導 要 領	備 考
(1) 危険要因のとらえ方	○ 受講者は3人までとし、1人10分～15分程度の模擬体験走行を行う。	・運転シミュレーターを使用する。
(2) 起こり得る危険の予測	○ 運転シミュレーターの危険場面を体験させ、指導員の解説により危険予測の仕方を指導する。	
(3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ あらかじめ設定された危険場面、注意場面を選択し、複数（3人以内）の受講者に交代で体験させる。 ○ 後部から他の受講者が行う運転状況を観察させ、自分の予測、判断、対応の仕方との違いを比較させて、よい部分を吸収させる。 ○ 指導員が模範運転を行い、自分の運転との違いを気付かせる。その際、どこが違うか指導員は説明しないで、引き続き行われる「2 危険予測ディスカッション」に役立てる。	・ディスカッション時に意見交換ができるよう、受講者に改善すべき点を見つけだしチェックしておくよう指導する。

2 危険予測ディスカッション（討議）		
講 習 細 目	指 導 要 領	備 考
(1) 危険予測の重要性	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて「危険予測の意義、重要性」について説明する。	・運転シミュレーター終了後に行う。
(2) 走行中の危険場面	○ 直前に実施された「1 危険を予測した運転」走行中の場면을素材にして、受講者に危険場面及び指導員との運転の違いなどを抽出させる。その際、できるだけ受講者相互の討議の中から引き出させてから、不足している内容について指導員が補足説明する。	
(3) 起こり得る危険の予測	○ それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。	
(4) より危険の少ない運転行動	○ 予測される危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。	

3 二人乗り運転に関する知識（講義）		
講 習 細 目	指 導 要 領	備 考
(1) 二人乗りに関する法規制の内容	○ 教本、DVD等必要な教材を用い、二人乗りに関する法規制の内容について説明する。	
(2) 二人乗りの運転特性	○ 教本、DVD等必要な教材を用い、一人乗りと二人乗りとの違い及び一人乗りでの運転習熟の重要性について説明する。	

4 基本走行（実技）		
(1) ケース・スタディ（交差点）		
講 習 細 目	指 導 要 領	備 考
特徴的事故の危険に対応した走行 ア 直進する場合	○ 車両等の設定はコースに応じ、停止状態、走行中等実施方法を工夫して行うこと。 ○ コース内の交差点以外の場所で、同様な場面を設定し、実施してもよい。 ○ 直進二輪車と右折四輪車（右直） （方法例） [例示] ・ 直進二輪車を受講者が運転し、四輪車（二輪車でも可）を指導員が運転して、可能な限り場面を設定する。  ○ 出会い頭 [例示] (方法例)  ・ 二輪車を受講者が運転し、四輪車（二輪車でも可）を指導員が運転して、可能な限り場面を設定する。 ○ 巻き込まれ防止 （方法例） [例示] ・ 四輪車（実車）の内輪差を確認させる。 ・ 四輪車から見やすい位置に停止する。 ・ 左折する四輪車に接近しない。 	・ 運転シミュレーターで行うことができる。

イ 右折する場合	○ 直進四輪車と右折二輪車 [例示]  (方法例) ・ (右直) と設定を逆にして、二輪車を受講者が運転し、四輪車(二輪車でも可)を指導員が運転して、可能な限り場面を設定する。
ウ 左折する場合	○ 対向右折四輪車又は並進する二輪車と、左折二輪車 (方法例) [例示]  ・ 左折する二輪車を受講者が運転し、右折する四輪車(二輪車でも可)を指導員が運転して、可能な限り場面を設定する。 ・ 並進する二輪車を指導員が運転し、左折する二輪車を受講者が運転して、可能な限り場面を設定する。

(2) 交通の状況及び道路環境に応じた運転		
講習細目	指導要領	備考
(1) 速度調節	○ 周回、幹線及び狭路コースの連続走行により、直線路、交差点及びその付近、カーブ、狭い道路等での速度の調節の必要性及び調節の仕方を指導する。	
(2) 行き違い及び側方通過	○ 周回、幹線及び狭路コースの連続走行により、幅員の広い道路、カーブ、狭い道路、駐車車両等の障害物の側方通過時の安全な行き違い及び側方通過の仕方を指導する。	
(3) 追い越し及び追い越され	○ 周回、幹線コースの連続走行により、追い越しの判断、追い越しの方法、追い越され方を指導する。	
(4) 制動の時期及び方法	○ 周回、幹線コースの連続走行により、空走距離、制動距離及び周囲の交通状況に応じた安全かつ円滑な制動の必要性及び行い方を指導する。	
(5) 自由走行	○ 自主的な運転行動 連続する総合的な課題を法規に従って自主的に走	

	行させる。 ・ 課題は受講者の希望を踏まえながら、3つ程度を必ず通過するように指導員が設定し、教示する。 (指導例) 「直線狭路コース」、「屈折コース」、「曲線コース」を通過するようコースを設定させる。	
--	--	--

別添 5

大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習における指導及び実施要領

1 危険を予測した運転	
講 習 細 目	指 導 要 領
1 危険要因のとらえ方	絶えず変化する道路上の危険要因（情報）をより早く、より広く、より深くとらえさせ、これらの情報を取捨選別する方法について訓練させる。
2 起こり得る危険の予測	とらえた危険要因（情報）ごとに、危険予測の仕方について解説指導し、顕在的・潜在的危険を予測させる。 個癖にとらわれた予測を払拭し、どの危険に対してどのような予測をするか個々具体的に指導し、教習生にも順次危険要因を拾い上げさせ予測の仕方を定着させる。
3 危険の少ない運転行動の選び方	入手した情報により予測した危険について、安全な回避行動を選択させる。 旅客輸送の運転者として、一般の運転者より安全な運転行動の必要性を理解させるとともに、余裕を持った回避行動を定着させる。
講 習 実 施 要 領	
1 講習の方法 (1) 観察学習による講習及び、コメンタリードライビングによる講習をそれぞれ1時間行うこと。ただし、観察学習については、受講者が観察することのみに終始しないよう指導すること。 また、観察学習についてのみ、運転シミュレーターによる講習（集団講習可）を行うことができるものとする。 (2) 上記方法による講習を2時間連続で行った後、引き続き講習項目2「危険予測ディスカッション」（1時間）を行うことが望ましいものとする。ただし、3時間連続で行うことが困難な場合については、次の方法によることができるものとする。 ア 観察学習を行った後、引き続き講習項目2「危険予測ディスカッション」を行い、その後近接した機会（講習と講習の間に他の講習を挟まないもの。）にコメンタリードライビングを行うもの。 イ 観察学習を行った後、これに近接した機会にコメンタリードライビングを行い、それに引き続き講習項目2「危険予測ディスカッション」を行うもの。 2 講習指導員の数 観察学習、及び上記1(2)の方法による本講習及び講習項目2「危険予測ディスカッション」を3時間以上連続で行う場合におけるコメンタリードライビングについてのみ、複数講習を行うことができるものとする。 なお、上記方法による場合は、それぞれの受講者の運転できる機会が均等になるよう配慮すること。 3 使用車両 大型旅客車講習にあつては、大型自動車（バス型、乗車定員30人以上）を、中型旅客車講習にあつては、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）を、普通旅客車講習にあつては、普通自動車を使用すること。	

2 危険予測ディスカッション	
講 習 細 目	指 導 要 領
1 危険予測の重要性	視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて「危険予測の意義、重要性」について説明する。
2 走行中の危険場面	直前に実施された「危険を予測した運転」における走行中の場면을素材にして、受講者に危険場면을抽出させる。その際、できるだけ受講者からの発言を引き出し、不足している内容について指導員が補足説明するよう心掛ける。
3 起こり得る危険の予測	それぞれの危険場面において起こりうる危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。
4 より危険の少ない運転行動	予測させる危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。
講 習 実 施 要 領	
1 講習方法 (1) 講習項目1「危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本講習を行うことが望ましいものとする。ただし、3時間以上連続して行うことができない場合にあっては、講習項目1「危険を予測した運転」の講習方法における1(2)ア、イの方法により、少なくとも実技に係る講習を1時間以上行った後に引き続き連続して行うこと。 (2) 講習指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ受講者の考え方や疑問を引き出し、発言させること。 また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した講習を行うなど、実施方法について工夫すること。 (3) 本講習における講習指導員はできるだけ直前に行った実技に係る講習における講習指導員が引き続き行うこと。 (4) 本講習における受講者の数は、受講者全員がディスカッションに参加できる適正な人数とすること。	

3 夜間の運転	
講 習 細 目	指 導 要 領
1 夜間における運転視界の確保の仕方	前照灯の照射角度により視界に差があることを理解させるとともに、視界確保の仕方について修得させる。
2 夜間における道路交通に係る情報の捉え方	蒸発現象や眩惑等、夜間特有の現象を理解させ、早期的確な情報の捉え方について修得させる。
3 夜間における運転の仕方	前照灯の切り替え等、夜間におけるよりよい運転方法を理解させ、反復指導してこれを修得させる。
講 習 実 施 要 領	
1 講習方法 (1) 日没後の道路における講習を原則とすること。 (2) ただし、上記(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。 ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。 イ 講習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる講習、暗室における講習、施設内のコースにおける講習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き道路にお	

ける講習を行うもの（ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）。	
ウ 本講習については、次のことに留意すること。	
道路における講習を行う場合は、中央分離帯のないコースで車内の照明を点灯（大型旅客車講習のみ）させて行うこと（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定すること。）。	
(3) 日没後に本講習を行うことができない場合に限り、次の方法により行わせることができるものとする。	
ア 日没に近接した時間に行うこと。	
イ 講習の一部として運転シミュレーターによる講習又は暗室による講習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き施設内のコースにおいて擬似薄暮時走行を行うものであること（ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）	
ウ 本講習については、次のことに留意すること。	
○ 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。	
○ 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40%の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの。）を使用すること。	
また、あらかじめ施設内のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行うこと。	
2 講習指導員の数	
(1) 本講習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団講習によることができるものとする。	
(2) 暗室における講習については、施設の規模により適正な講習が実施できる人数とすること。	
3 使用車両	
大型旅客車講習にあつては、大型自動車（バス型、乗車定員30人以上）を、中型旅客車講習にあつては、中型自動車（バス型、11人以上29人以下）を、普通旅客車講習にあつては、普通自動車を使用すること。	

4 悪条件下での運転	
講 習 細 目	指 導 要 領
1 積雪、凍結道路の運転の仕方	積雪、凍結路面において急ブレーキや急ハンドル操作を実施させ、その危険性を理解させるとともに、早めの制動や十分な車間距離等、安全な走行方法について訓練させる。
2 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方	視界不良の場合における視界の確保方法及び危険要因の早期発見方法を修得させ、早めの制動や十分な車間距離の確保等、安全な走行方法について訓練させる。
3 豪雨、強風下での運転の仕方	豪雨及び強風下における車体への影響を理解させるとともに、同状況下における安全な走行方法について訓練させる。
4 道路冠水の場合の措置	冠水部分における走行可否のみきわめ方法を修得させるとともに、通過後の安全確認等を理解させる。
講 習 実 施 要 領	
1 講習方法	
(1) 道路又は施設内のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る講習を行う場合は、凍結又は積雪状態にある路面での走行に限らせること。	
また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限ること。	
(2) ただし、上記(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。	
ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。	

イ スキッドコース又はスキッド講習車を使用するもの。	
ウ 講習の一部として運転シミュレーターによる講習を行った後、引き続き上記(1)の方法による講習を行うもの（ただし、講習から講習への移動時間が短い場合に限る。）。	
(3) なお、道路における講習又は施設内のコースにおける講習において、実際の悪条件下における運転に係る講習を行う場合、又は、スキッド講習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で細く説明すること。	
2 講習指導員の数	運転シミュレーターによる講習又はスキッド講習を行う場合は、集団講習にすることができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド講習を集団で行う場合は、運転しない他の受講者は安全な場所で見学する方法によるものとする。
3 使用車両	大型旅客車講習にあつては、大型自動車（バス型、乗車定員30人以上）、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）又は普通自動車を、中型旅客車講習にあつては、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）又は普通自動車を、普通旅客車講習にあつては、普通自動車を使用すること。

5 身体障害者等への対応	
講習細目	指導要領
1 子供、高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応	教本、視聴覚教材等を用い、旅客となりうる子供、高齢者の行動を理解させるとともに、より安全な運転行動と対応を修得させる。
2 身体障害者の行動特性を理解した運転行動と対応	身体障害者の特性を理解させるとともに、実習形式で車両へ身体障害者を乗車させる方法について修得させる。
講習実施要領	
1 講習方法 (1) 大型旅客車講習にあつては、バス型の大型自動車（及び必要に応じバス型の中型自動車又は普通自動車）を、中型旅客車講習にあつては、バス型の中型自動車（及び必要に応じバス型の大型自動車又は普通自動車）を、普通旅客車講習にあつては、普通自動車（及び必要に応じバス型の大型自動車又はバス型の中型自動車）を用い、施設内のコースその他の設備において実習形式により行うこと。 (2) 講習の一部として車椅子利用者に係る乗降時の対応要領について、講習指導員又は受講者が互いに運転者又は乗客となって実習を行うこと。 なお、この場合車椅子を使用することが望ましいものとするが、車椅子に代えて椅子を使用しても差し支えないものとする。 (3) 講習の一部（約20分以内）については、DVD等の視聴覚教材を使用した講習を行うことができるものとする（ただし、講習から講習への移動時間が短い場合に限る。）。 2 講習指導員の数 講習指導員1名が6人以内の受講者に対し行うことができるものとする。 3 合同講習の方法 当該講習は、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の合同講習を行うことができるものとする。	

別添6

原付講習指導要領

○ 開講

講 習 細 目	指 導 要 領	備 考
1 開講のあいさつ 講習実施上の諸 注意	(1) 講習の目的、内容、事故防止等について事前指導する。 ① 交通事故を防止するために、原付車の安全な運転方法を身に付けることを目的として行うものであること。 ② 講習内容は決して難しいものではないが、原付車の取扱方法や運転方法を誤ることによって事故につながるものであること。 ③ 指導員の指示に従って講習を受け、勝手な行動はとらないこと。	
2 準備体操	(1) 手足の柔軟体操を行い、体をほぐす。	
3 ヘルメットの着用方法	(1) 着用の仕方について指導する。 ① 内部のあごひもの損傷有無を確認する。 ② あごひものを確実に締める。 ③ アミダや目深にかぶらない。 ④ P S (C) マークか J I S マークの付いたものを使用する。	・混合交通の中で視認性の高い色のかぶらせる。 ・反射テープの付いたものを選ぶか、はり付けさせる。 ・転倒等で強いショックを受けたり、傷のついているものはかぶらせない。

○ 基本操作～正しい手順及び正確な操作

講 習 細 目	指 導 要 領	備 考
1 装置の名称と取扱い	(1) エンジンスイッチ、アクセル、前・後輪ブレーキ、キックペダル、方向指示器などの位置とそれぞれの役割を説明し、その取扱いを実際にやって見せてから行わせる。	・まごつかずにできるようにさせる。
2 運転姿勢	(1) スタンドを立てた状態にして乗車させ、正しい運転姿勢を指導する。 ① 目は素早く情報をとれるように、前方を広く等しく見る。 ② 肩は力を抜いて自然にする。 ③ 肘は力を抜いてわずかに曲げ、脇をしめる。 ④ 手はグリップの中央を握り、親指を下にして軽く握る。 ⑤ 腰は体が安定する位置を選ぶ。 ⑥ 膝は軽く内側に向け、外側に開かない。 ⑦ 両足はステップに乗せ、足先は前方に向ける。	・肘が外に出ているときは、力が入っているので、少し内側へ入れさせる。 ・腰が前すぎたり、後ろすぎたりすると、肩や腰に力が入り、体が不安定になることを指導する。

3 アクセルとブレーキ	(1) エンジンをかけない状態で練習する。 ① アクセルをゆっくり回す。 ② 素早く戻す。 ③ ブレーキをかける。 (2) 正しくできるようになったら、エンジンをかけて指導する。	・内腿で軽くシートを挟ませる。 ・指導員のかけ声にあわせて行う。 ・グリップを握るときは、小指が外に出ないようにさせる。 ・アクセルグリップは回すことより戻すことを強調するなど、アクセルワークをマスターさせる。
4 スタンドの立て方、おろし方	(1) 路面の硬い平坦な場所で、車体をまっすぐにして、センタースタンドをてこの利用で立てることを指導する。 ① 左手でハンドルを握り、右手でキャリアを持つ。 ② 右足でセンタースタンドを踏みながら、右手でキャリアを引き上げてスタンドを立てる。 ③ 同じ要領で、ハンドル及びキャリアを持って前に押し出してスタンドをおろす。	・右手でアクセルを握らせると飛び出す危険性があるので、握らせない。

○ 基本走行～バランスとスムーズな走行

講習細目	指導要領	備考
1 発進と停止	(1) 直進のみの発進と停止を繰り返す。 (第1ステップ) ① 両足を路面につけて乗車する。 ② アクセルグリップをゆっくり回す。 ③ 0.5mくらい発進したら、素早くアクセルグリップを戻す。 ④ ブレーキをかけて止まる。 (第2ステップ) ① 右足をステップに乗せ、左足を路面に接地して乗車する。 ② アクセルグリップをゆっくり回し、動き出したら左足をステップに乗せる。 ③ 1mくらい前進したら、素早くアクセルグリップを戻し、左足を前方に出し、ブレーキをかけて止まる。 ④ 止まったら左足で車を支える。 ⑤ 発進から停止までの距離を1～2m、3～4m、4～5mと延ばす。	・急な発進停止をさせない。 ・転回の時は、車から降りて押して歩かせる。その時、右手はシート又はキャリアを握り、アクセルグリップは握らせない。 ・指導員のかけ声にあわせてスタートさせる。
2 スピードの調節	(1) 直線を利用し、加速、減速操作が行えるようにする。	・減速時はエンジンブレーキを併用させる。

	(2) 直線部分で加速し、前・後輪ブレーキとエンジンブレーキを併用して減速することを繰り返し行う。	
3 8の字走行	(1) 8～10mの間隔にパイロン2本を置いて指導する。 ① 2本のパイロンの外側を左回りで走行させる。速度を10～15km/hに上げる。転回する手前で前・後輪ブレーキをかけ、速度を5km/hくらいに戻す。カーブをゆっくりと曲がる。 ② 2本のパイロンの外側を右回りで走行させる。 ③ 8の字を描くように走行させる。できる範囲の大きさからはじめ、徐々に半径を小さくする。 (2) 視線は曲がる方向へ向けさせる。 (3) 曲がることに不安な者に対しては、曲がる方向の足を着地させながら曲がらせ、習熟度に応じて足をステップに乗せるようにさせる。	・アクセルを一定に保たせる。 ・曲がる方向の内側へ車体を傾けさせる。 ・傾斜に対する不安をここで十分に取り除く。
4 カーブ走行	(1) 外周を利用し、直線ではスムーズな加速を行い、カーブの手前では前・後輪ブレーキとエンジンブレーキを使った減速をして、カーブを安定して曲がれるようにする。 (2) 習熟度に応じて、直線部分で指示速度まで上げさせ、カーブ手前での指示速度までの減速を繰り返す。 (3) 指定区間内で加速や減速が行えるように指導する。 (4) カーブ手前の減速開始目標位置からは、エンジンブレーキと前後輪ブレーキを併用して減速し、内側の足を着地させるか両足を着地させてゆっくりとカーブを通過する。危険であると判断した場合は車から降りて押して歩かせる。	・曲がる方向に顔、目線向けさせる。 ・カーブでは、一定の速度で走らせる。 ・急なアクセルの開閉はさせない。
5 徐行	(1) 交通整理の行われていない見通しの悪い交差点等での徐行の手順について指導する。 ① あらかじめその手前で前・後輪ブレーキを使って十分に減速する。 ② 徐行して進行する。 ③ 左右及び前方の安全確認をする。 ④ 特に左右の安全が確認できてから、速度を上げる。	・交差道路を通行する車両に応じて停止することも併せて指導する。 ・左右の見通しのきく地点に出るまでは、いつでも停止できる速度で進行することを指導する。
6 狭路での安定走行	(1) 進路の前方にある路上障害物の側方を通過するなど、左右の幅員が極めて狭い場所を通行する方法について指導する。 ① あらかじめその手前で十分に減速する。(5km/hくらい) ② 障害物の側方を接触しないように、一定の速度を保ちバランス良く通過する。(3～5km/h)	・障害物にハンドル等が接触しないようにさせる。 ・視線はやや前方に向けさせる。
7 視点・視野範囲	(1) 死角があることを理解させるため、一点だけを注	・バックミラーだけでな

	視しないで、絶えず周囲（前方、後方、側方）の交通状況を把握することを指導する。 (2) コース設定基準に示すように原付車を配置し、Aの原付車に乗車した場合、バックミラーにはBの原付車は映るが、Cの原付車は映らないことを確認させる。 (3) 死角の中に潜んでいる側方などの車両に対する危険性について認識させる。 (4) 見えない部分は顔を動かして見ることを指導する。	く、直接自分の目で死角の部分を見て確認させる。 ・二輪車は、走行車線上の近くを見る傾向があるので、広く等しく前方、後方、側方を見るようにさせる。
--	--	--

○ 応用走行～法規走行及び安全運転

講 習 細 目	指 導 要 領	備 考
1 合図と安全確認	(1) 右折、左折、転回、進路変更をする場合の合図を出す時期と方法について指導する。 ① 右・左折の合図は、その行為をしようとする地点又は交差点から30m手前の地点に達したときに行い、右・左折が終わるまで継続する。 ② 転回するときの合図は、その行為をしようとする地点から30m手前の地点に達したときに行い、転回が終わるまで継続する。 ③ 同一方向に進行しながら進路を変えるときは、その行為をしようとするときの3秒前に出す。 (2) 安全の確認は、その行為を起こす前に行い、バックミラーにのみ頼ることなく、直接自分の目で前後左右を確認させる。 (3) 乗車させて、合図の出し方や安全確認の手順をかけ声で指示して行わせる。	・指示は、実際の道路交通の場面を想定して行う。
2 進路変更	(1) 進路変更に伴う正しい合図と安全確認の仕方について指導する ① 後方の安全をバックミラーと自らの目で確認する。 ② 進路変更をしようとする側の合図を出す。 ③ 3秒経過後、後方の安全を確認してから、緩やかに進路を変更する。 ④ 進路変更を完了したら合図をやめる。	・3秒間の目安は、ウインカーが4～5回点滅する時間。
3 交差点での安全走行	(1) 停止位置での正しい停止の仕方と安全確認について指導する。 (2) 交差点での右折方法と安全確認について指導する。 ① 右後方の安全確認をバックミラーと目で行う。 ② 右側の合図を出す。 ③ 3秒経過後、右後方及び側方の安全を確認する。 ④ 緩やかに中央線寄りに進路変更する。 ⑤ 交差点から30m手前で右折の合図を出して減速	・交差点内では、最も安全な速度と方法で通行させる。 ・交差点の手前では、十分に減速させる。 ・危険を感じたら、まず止まることを強調する。

	する。 ⑥ 交差点の中心の直近の内側を徐行して曲がる。 ⑦ 曲がり終わったら、合図を戻す。 (3) 交差点での二段階右折と安全確認について指導する。 ① あらかじめできる限り道路の左端に寄り、方向指示器を右に出し、まっすぐ交差点に近づく。 ② 交差点に近づくにしたがって、スピードを落とす。 ③ 交差点の側端に沿って徐行しながら直進し、道路をほぼ横断し終わったところで停止する。 ④ 停止した地点で、右後方の安全確認をして右に向きを変え、方向指示器を戻す。 ⑤ 対面する信号機の青信号に従い、左右の安全を確認した後、交差点の側端に沿って直進する。 (4) 交差点での左折方法と安全確認について指導する。 ① 左後方の安全確認をバックミラーと目で行う。 ② 左側の合図を出す。 ③ 3秒経過後、左後方の安全を確認し左側端に寄る。 ④ 交差点から30m手前で左折の合図を出して減速する。 ⑤ 交差点の左側端に沿って徐行して曲がる。 ⑥ 曲がり終わったら、合図を戻す。	・合図の戻し忘れに注意させる。 ・第一段階、第二段階の順に安全確認の仕方について指導する。 ・第一段階の直進し終わった地点で右に曲がりすぎないように注意させるとともに、方向指示器は向きを変えた後に戻させる。 ・信号機がコースに設置されていない場合には、指導員の手信号又はかけ声により明示する。 ・小回りによるふらつきに十分注意させる。 ・交差点に入る前に左右の安全を確認させる。
4 交差点の優先順位	(1) 交差点における車両相互間の優先順位について指導する。 ① 右折するとき、直進や左折する車がある場合は、一時停止か徐行して道を譲る。 ② 明らかに道幅の広い交差点に同時に入ろうとするときは、道幅の広い道路を走る車に道を譲る。 ③ 道幅の同じような交差点に同時に入ろうとするときは、左側の車に道を譲る。 ④ 優先道路に出ようとするときは、一時停止か徐行して優先道路を走っている車の通行を妨げない。 ⑤ 一時停止の標識のある交差点では、必ずその手前で一時停止し、交差道路を通行する車の通行を妨げない。	・他車の行動を予知・予測して安全な行動を取ることを指導する ・少しでも危ないと感じたら、まず止まらせる。 ・交差点は、事故の多い場所なので、他車の動きに注意させる。
5 危険予知・危険回避	(1) 路上障害物(駐車車両、道路工事等)の側方を通過する場合は、急な人の飛び出しなどに十分注意し、安全な間隔を保ち走行することを指導する。 ① 右後方の安全確認をして、右側に合図を出す。 ② 緩やかに進路を右側に変える。 ③ 路上障害物との間隔を1m以上保つ。 ④ 障害物の陰からの人の飛び出しの有無を確認して通過する。 ⑤ 左に合図を出し、左側の車線に戻る。	・実際の道路交通の場では、常に危険状況が多くあることを予知予測して、安全な速度と方法で走ることを理解させる。 ・危険に対する予知能力を高める。

	⑥ 合図を戻す。 (2) 駐車している四輪車の側方を通過する場合等には、右側のドアが急に開いて衝突することがあることを指導する。(渋滞している四輪車の側方を通行する場合は左側のドア)	・乗車している車両の側方を通過する場合は、ドアが開くものと予測させる。
--	--	-------------------------------------

○ 安全運転の知識

講 習 細 目	指 導 要 領	備 考
1 運転適性検査	(1) 全員に安全運転自己診断を実施し、安全指導する。	
2 視聴覚教育	(1) 映画、教本、写真・パネル等を活用した教育を実施し、受講者とのディスカッション方式により安全運転の知識について指導する。	

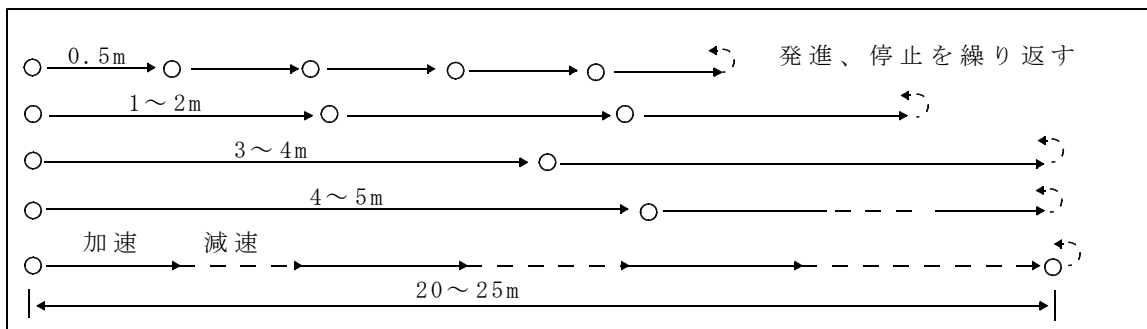
○ 閉講

講 習 細 目	指 導 要 領	備 考
1 閉講の言葉	(1) 自己防衛、人命尊重の精神を醸成するための動機付けを行う。	
2 原付講習終了証明書の交付		

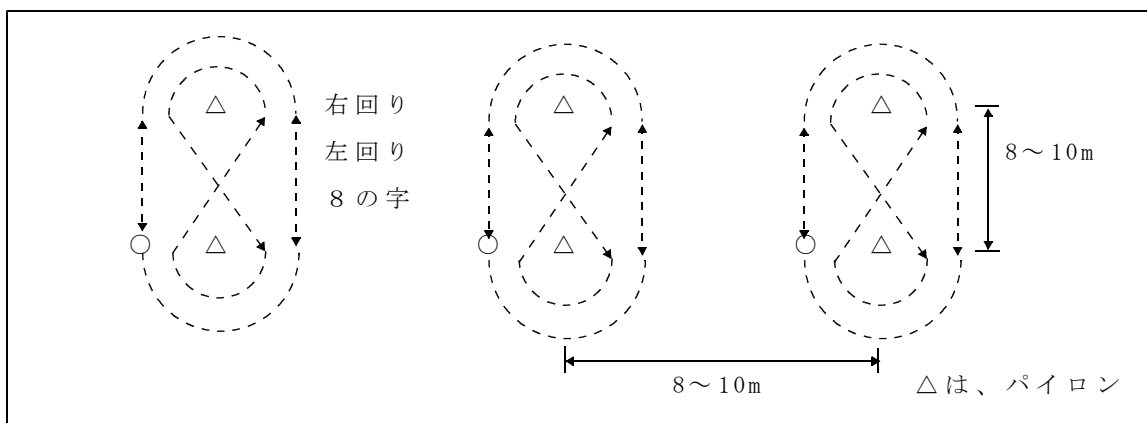
原付講習の課題・コース設定基準

○ 基本走行の課題

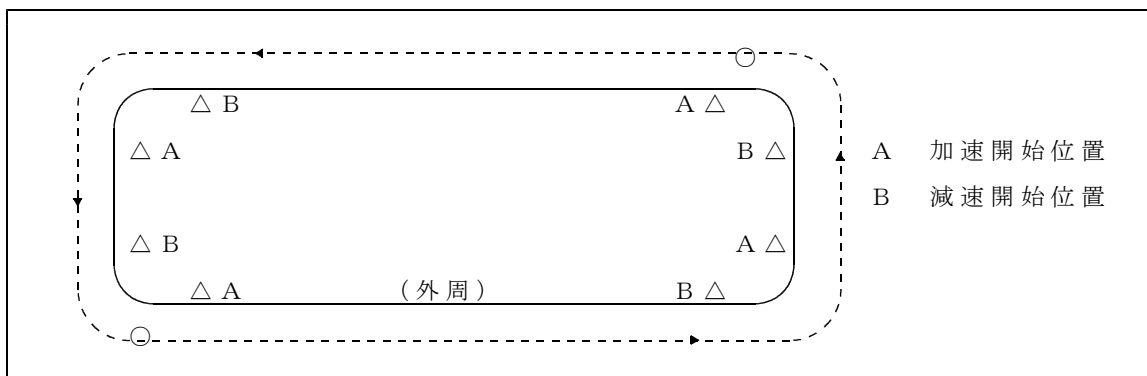
[発進、停止及びスピードの調節]



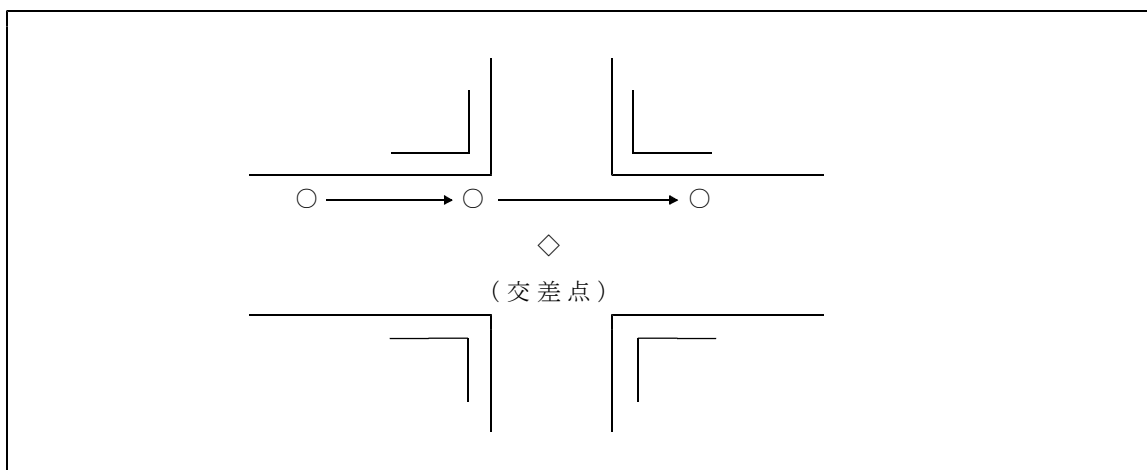
[8 の字走行]



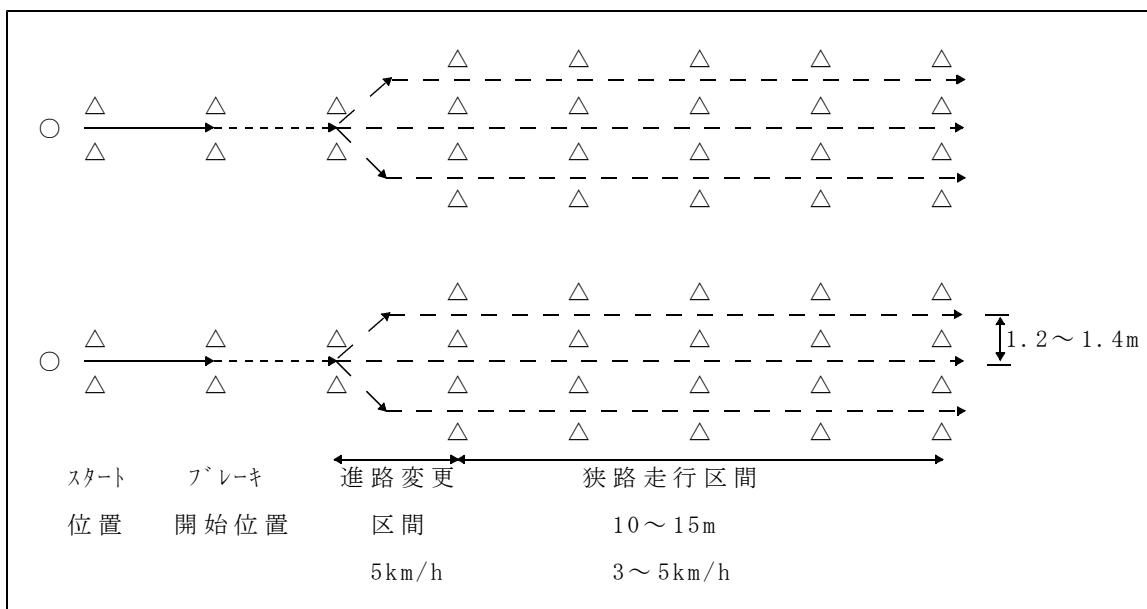
[カーブ走行]



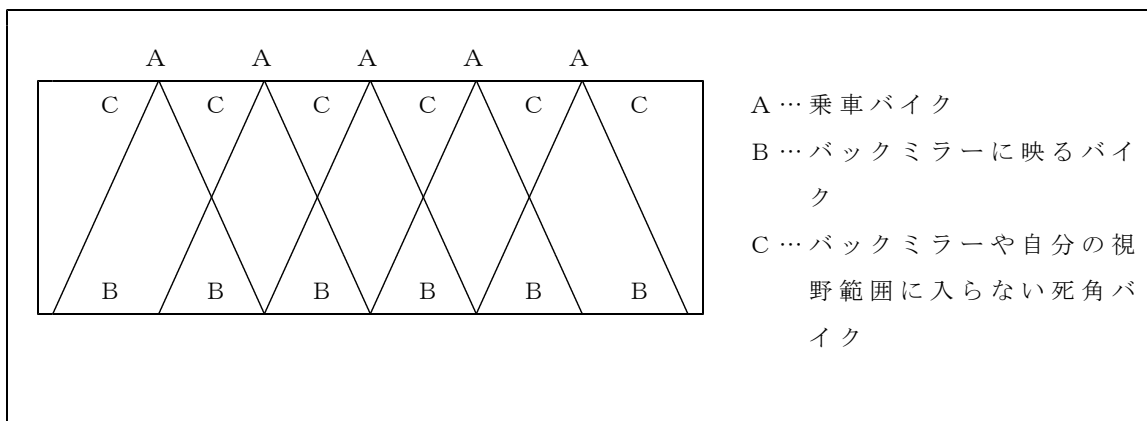
[徐 行]



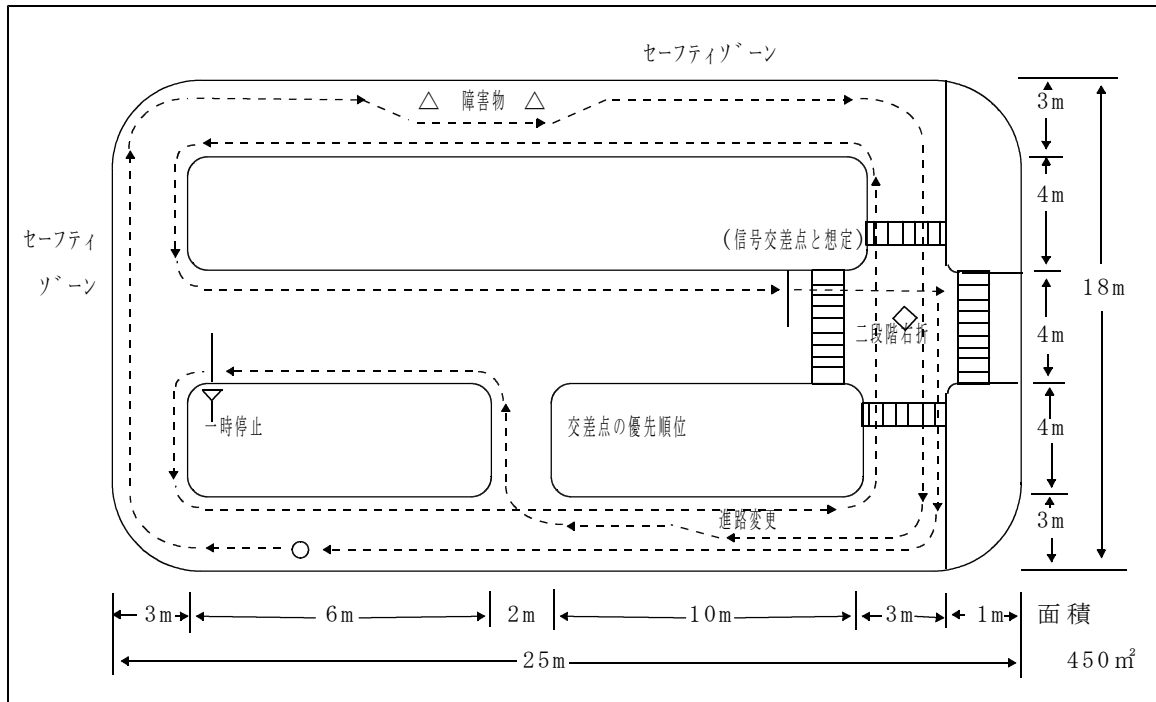
[狭路での安定走行]



[視点・視野範囲]



○ 応用走行の課題とコースレイアウト



様式第 1 号

		第 年	月	号 日
青森県公安委員会 殿				
教習所名				
管理者				
原付講習実施計画書（ 月分）				
実施月日（ 曜 ）		実 施 時 間		
月 日（ ）		～		
月 日（ ）		～		
月 日（ ）		～		
月 日（ ）		～		
月 日（ ）		～		
月 日（ ）		～		
備 考				

（注）用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

		第 年	月	号 日
青森県公安委員会 殿				
教習所名				
管理者				
原付講習（休止・変更）承認申請書				
原付講習の ^{一部} _{全部} の ^{休止} _{変更} について承認を申請します。				
休止し、又は変更し ようとする種別				
休止し、又は変更し ようとする年月日	年	月	日から	
	年	月	日まで	
休止し、又は変更し ようとする申請の理由				

（注）用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

様式第 3 号

_____ 講 習 受 講 申 込 受 理 簿

講習予定日（ 月 日）

番号	受 理 日 月 日	氏 名 生年月日	住 所	連絡先電話	備 考

（注）用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

様式第 4 号

_____ 講 習 終 了 証 明 書 交 付 簿

交付番号	交付（実施） 年 月 日	氏 名 生 年 月 日	本 籍 ・ 国 籍 等 住 所	備 考
		-----	-----	
		-----	-----	
		-----	-----	
		-----	-----	
		-----	-----	
		-----	-----	
		-----	-----	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 横長とする。

様式第 5 号

終 了 証 明 書 再 交 付 申 請 書		
年 月 日		
青森県公安委員会 殿		
氏 名		
講 習 種 別		講 習
受 講 者	氏名・生年月日	年 月 日生
	本籍・国籍等	
	住 所	
再交付申請の 理 由		
受 講 日 場 所	年 月 日	

(注) 1 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。